

第26回三川町農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 令和6年12月25日（水） 午前9時30分

2. 総会の場所 三川町役場 議場

3. 総会に出席した農業委員は、次のとおりである。

1番 黒田 暢 委員	3番 志田 敏朗 委員	4番 恩田 明雄 委員
5番 五十嵐 晃樹 委員	7番 石栗 聡 委員	8番 齋藤 学 委員
9番 齋藤 茂 委員	10番 庄司 正廣 委員	

農地利用最適化推進委員

大沼 隆一 推進委員 松田 潤 推進委員 菅原 義弘 推進委員

4. 総会に欠席した農業委員等は、次のとおりである。

2番 大川 里美 委員 6番 齋藤 俊介 委員

5. 総会に付した案件は、次のとおりである。

第1 報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
第2 報告第2号	農地法第18条第6項の規定による合意解約について
第3 報告第3号	農地中間管理事業に関する権利の移転について（借受人変更）
第4 議案第63号	農地法第3条の規定による許可申請について
第5 議案第64号	農用地利用集積計画の決定について
第6 議案第65号	三川農業振興地域整備計画に係る土地利用計画の変更に対する意見について

6. 議長 三川町農業委員会 会長 庄司 正廣

7. 会議に職務のために出席した者は、次のとおりである。

三川町農業委員会	事務局 長 須藤 輝一
	事務局 長 補佐 渋谷 淳
	総務 係 長 渡部 涼子
	会計 年度 職員 高橋 加奈

議長 ただ今より、第２６回三川町農業委員会総会を開会いたします。
(９：３０)

総会の日程は、事前送付のあった総会資料に記載のとおりです。
次に、議事録署名委員の選出についてお諮りします。
時間の関係上、議長から指名することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。
したがって、４番 恩田 明雄 委員、９番 齋藤 茂 委員の２名を指名いたします
これより、報告並びに議案の審議に入ります。
それでは、日程第１ 報告第１号「農地法第３条の３の規定による届出書の受理について」から日程第３ 報告第３号「農地中間管理事業に関する権利の移転について（借受人変更）」までの報告を求めます。
事務局、説明願います。

渡部総務係長 (説明) ≪ 報告第１号 ≫
(説明) ≪ 報告第２号 ≫
(説明) ≪ 報告第３号 ≫

議長 以上で日程第１から日程第３までの報告を終わります。
次に、日程第４ 議案第６３号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。初めに番号１について審議します。
番号１については議案に係る委員がおり、その議事に参与することはできませんので、８番 齋藤 学 委員の退席を求めます。
(８番 齋藤 学 委員 退席)
(９：３６)

事務局からの説明を求めます。

渡部総務係長 (説明) ≪ 議案第６３号 ≫
議長 これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。
意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。
お諮りします。本案の番号１について原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
(挙手) (賛成６名、反対０名)
挙手全員であります。したがって、本案の番号１については、原案のとおり可決されました。
暫時休憩します。
(９：３８)
(８番 齋藤 学 委員 着席)
(９：３８)

再開します。
(９：３８)

次に、番号２から４について審議します。

事務局からの説明を求めます。

渡部総務係長 (説明) ≪ 議案第63号 番号2から4 ≫
 議 長 これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。
 お諮りします。本案の番号2から4について、原案のとおり決定することに賛
 成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成7名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案の番号2から4については、原案の
 とおり可決されました。

次に、日程第5 議案第64号「農用地利用集積計画の決定について」を議
 題とします。初めに所有権の移転にかかる番号1について審議します。

事務局からの説明を求めます。

渡部総務係長 (説明) ≪ 議案第64号 ≫
 議 長 これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。
 お諮りします。本案の番号1について、原案のとおり決定することに賛成の委
 員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成7名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案の番号1については、原案のとおり
 可決されました。

次に、利用権の設定にかかる番号2から8について審議します。

事務局からの説明を求めます。

渡部総務係長 (説明) ≪ 議案第64号 番号2から8 ≫
 議 長 これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。
 お諮りします。本案の番号2から8について、原案のとおり決定することに賛
 成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成7名、反対0名)

挙手全員であります。したがって、本案の番号2から8については、原案の
 とおり可決されました。

次に、農地中間管理事業にかかる議案について審議します。

初めに番号9について審議します。

この件については議案に係る委員がおり、その議事に参与することはでき
 ませんので、1番 黒田 暢 委員の退席を求めます。

(1番 黒田 暢 委員 退席)

(9 : 4 5)

事務局からの説明を求めます。

渋谷事務局長補佐 (説明) ≪ 議案第64号 番号9 ≫
 議 長 これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。
お諮りします。本案の番 9 については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成 6 名、反対 0 名)

挙手全員であります。したがって、本案 9 については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(9 : 4 7)

再開します。

(9 : 4 7)

次に、番号 1 0 について審議します。

この件については議案に係る委員がおり、その議事に参与することはできませんので、5 番 五十嵐 晃樹 委員の退席を求めます。

(5 番 五十嵐 晃樹 委員 退席)

(9 : 4 8)

事務局からの説明を求めます。

渋谷事務局長補佐
議 長

(説明) ≪ 議案第 6 4 号 番号 1 0 ≫

これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。
お諮りします。

本案の番号 1 0 については原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成 6 名、反対 0 名)

挙手全員であります。したがって、本案の番号 1 0 については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(9 : 4 9)

(5 番 五十嵐 晃樹 委員 着席)

再開します。

(9 : 4 9)

次に番号 1 1 から 5 8 について審議します。

事務局からの説明を求めます。

渋谷事務局長補佐
議 長

(説明) ≪ 議案第 6 4 号 番号 1 1 から 5 8 ≫

これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。
お諮りします。

本案の番号 1 1 から 5 8 については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成 7 名、反対 0 名)

挙手全員であります。したがって、本案の番号１１から５８については、原案のとおり可決されました。

次に、日程第６ 議案第６５号「三川農業振興地域整備計画に係る土地利用計画の変更に対する意見について」を議題とします。

この議案については、産業振興課農政担当職員に出席説明を求めています。事務局の提案説明後、担当職員より土地利用計画の変更内容の説明を求めます。

事務局からの説明を求めます。

渋谷事務局長補佐 (説明) ≪ 議案第６５号 ≫

菅原課長補佐 (説明) ≪ 議案第６５号 ≫

議 長 これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

意見が無いようですので、以上で質疑を終了します。これから採決します。お諮りします。

原案のとおり、「変更することに異議なし」と回答することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手) (賛成７名、反対０名)

挙手全員であります。したがって、議案番号第６５号については、「変更することに異議なし」と回答することと決定いたします。

暫時休憩します。

(１０：０１)

再開します。

(１０：０２)

以上をもちまして、第２６回三川町農業委員会総会を閉会します。

(１０：０２)

会議の顛末に相違がないことを証するため署名をする。

議 長

議事録署名委員 ４ 番

議事録署名委員 ９ 番